

津南町庁内ネットワークシステム構築及び保守運用業務委託

公募型プロポーザル実施要領

津南町総務課

令和8年6月

第1章 基本事項

1 目的

本件は、津南町（以下、「発注者」という。）が平成28年に整備し老朽化した庁内ネットワーク機器の更新と、それに関連しセキュリティ強化を図るための資産管理システムや端末統合システム、ファイル無害化・交換システムの導入及び職員間のコミュニケーションの円滑化を目的としたクラウドストレージ基盤の導入及び音声コミュニケーションサーバーの更新を一括調達することで、業務の効率化、町民サービスの更なる向上及び職員の多様な働き方を実現しようとするものである。

2 履行場所

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地 津南町役場 ほか

3 履行内容

「津南町庁内ネットワークシステム構築及び保守運用業務委託仕様書」のとおり

4 履行期間等

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（1）システム構築期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

（2）システム運用・保守機関

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（60か月）

なお、運用保守契約は年度ごとに契約するものとする。

5 公募型プロポーザル方式を採用する理由

発注者は、本調達において導入するシステムに業務の効率化や迅速化など、業務改善に資する様々な効果を期待している。システムによって、機能やシステム間の連携、運用支援業務が異なり、発注者の業務に与える影響が大きく変わることから、経費の多寡のみにより事業者を選定する競争入札方式ではなく、事業者の創造性、技術力、経験等を加味して、最適な事業者を総合的に選定できるプロポーザル方式が有効であると判断し、公募型プロポーザル方式を採用するものである。

6 提案上限額

125,471,940円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※提案上限額には初期導入費及び構築時から令和8年度中の保守費用を含む。

※1年未満の期間で提供できない保守費用等は令和8年度の費用に含めてもよいが、保守期間等がわかるようにすること。

※令和9年度から令和13年度までの保守費用については別途見積もること。なお、契約は年度ごとを予定しているため、将来的な物価上昇等を考慮し契約予定金額を示すものではないが、大幅な乖離がないようにすること。

7 委託金の支払いについて

完了払いとする。

(1) 構築業務委託費

システム構築業務の完了検査後に支払う。

(2) 運用業務委託費

システム運用・保守期間において、年度ごとに年度末締めで支払う。

8 募集要項及び説明書の交付方法

このプロポーザルに係る関係書類については、津南町ホームページからダウンロードすること。

9 スケジュール（予定）

No.	内容	日時
1	手続開始の公告	令和8年6月9日（火）
2	実施要領等の交付	令和8年6月9日（火）から 令和8年6月18日（木）まで
3	公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式）提出期限	令和8年6月18日（木）
4	公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式）発送	令和8年6月19日（金）
5	質問の受付	令和8年6月9日（火）から 令和8年6月18日（木）まで
6	質問の最終回答日	令和8年6月22日（月）
7	提案書の提出期限	令和8年6月25日（木）
8	プレゼンテーション審査	令和8年7月3日（金）
9	優先交渉権者の決定、審査結果の通知	令和8年7月6日（月）
10	契約締結	令和8年7月中旬予定
11	新システム構築期間	契約締結日から 令和9年3月31日（水）まで
12	新システム全業務稼働（運用開始）	令和9年4月1日（木）

※契約締結までのスケジュールは変更の可能性あり

第2章 参加申し込みに関する事項

1 参加資格

本プロポーザルに参加することができるものは、次に掲げる要件のすべてを満たしているものでなければならない。

- (1) 令和8・9年度津南町物品等（役務・賃貸借含む）入札参加資格者名簿に登載されていること。なお、名簿に登載されていないものが本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、受託候補者となった場合は、契約締結前に同名簿への登載ができること。
- (2) 新潟県内に本店または営業所を有すること。

- (3) 経営内容等から、本業務の履行に支障がなく、履行するにふさわしい能力を備えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 225 号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てが行われたものでないこと。ただし、入札資格再認定の手続きを行っているものを除く。
- (6) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行もしくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になったものでないこと、または第三者の債権保全請求が常態となったと認められるものでないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 本業務の遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。プロジェクト実施体制には、以下と同等の資格を有するものを配備すること。
 - ・ネットワークスペシャリスト
 - ・情報処理安全確保支援士
 - ・Project Management Professional (PMP®)

2 応募方法、募集期間・受付時間、受付場所及び提出書類

2-1 参加資格要件の確認

本プロポーザルに参加を希望するものは、いかに定めるところにより、参加資格要件の確認に必要な書類（以下、「参加資格要件確認書類」という。）を提出し、プロポーザル参加資格要件の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 8 年 6 月 18 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出場所

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 5 8 5 番地
津南町役場 総務課

(3) 提出方法

持参または郵送のいずれかにより提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便封筒（表に「参加資格要件確認書類在中」と朱書きしたものに限り。）とし、(1) に定める提出期限までに到着するように郵送すること。

(4) 提出書類

- ①プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）
- ②会社概要（様式第 2 号）
- ③業務実績（様式第 3 号）
- ④財務諸表（直近の貸借対照表、損益計算書）

⑤国税、県税及び市町村税の納税証明書

2-2 参加資格確認審査結果の通知

本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出したものに對して、書面で通知する。

2-3 質問の受付・回答

このプロポーザルに関して質問がある場合には、「質疑応答書（様式第7号）」に質問内容を簡潔に記載し、受付期間内に電話連絡の上、電子メールで提出すること。

(1) 受付期間

令和8年6月9日（火）から6月18日（木）午後5時まで

(2) 提出場所

津南町役場 総務課

メールアドレス：somu@town.tsunan.niigata.jp

(3) 質問の回答

公平性の観点から、受け付けた質問に対する回答は津南町ホームページで公開する。

2-4 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式第8号）」にその理由等を記載し、速やかに電子メール等にて提出すること。

なお、プロポーザル参加辞退により、将来にわたり不利益な扱い（入札参加停止措置等）を受けることはない。

第3章 提案書等の提出及び作成に関する事項

1 提案書等の提出期限、場所、書類、方法

発注者から提案を要請されたものは、下記の提出期限までに書類一式を直接持参または郵便（簡易書留、提出期限必着）で提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月25日（木）午後5時まで

(2) 提出場所

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

津南町役場 総務課

(3) 提出書類

①企画提案書（様式第4号）

②機能要件書（様式1参照）

③業務従事者一覧（様式第5号）

④津南町庁内ネットワークシステム構築及び保守運用業務委託見積書（様式第6号）及び内訳書（任意様式）

⑤会社案内、パンフレット等

(4) 提出方法

提出書類一式を、バインダー等に綴じた状態で提出すること。

提出部数は、正本1部、副本9部、電子媒体1部（CD-RまたはDVD-R）とする。正本は社印を押印し、副本はその複写とする。

2 提案書の規格、条件

提案書を作成する際は、以下のことを順守すること。

- (1) 提案書の形式は、A4用紙、横向き、両面印刷とし文字サイズは原則12ポイント以上とする。ただし、図表等において、一部A3用紙を使用してもよい。この場合には、A3用紙をA4版に折り込むこと。
- (2) 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料等を添付することがないように十分留意すること。必要に応じて、写真、イラスト、イメージ図等を使用してもよい。また、カラーも可とする。
- (3) 言語は日本語とし、記述内容はできる限り平易な用語を用いること。専門用語や略語等を用いる場合には、説明書きを加えること。
- (4) 提案書のページ数は問わないが、提案書のボリュームは評価対象ではないため、読みやすさやわかりやすさを重視し作成すること。

3 提案書の内容

提案書の作成にあたっては、いかに掲げる項目に沿って作成すること。

項目	カテゴリ	記載内容（例）
1. 導入実績	導入実績	・各システム導入実績 （発注者と同規模程度の自治体への導入状況等）
2. プロジェクト	業務遂行体制及び構築スケジュール	・構築体制、運用体制 ・メンバー ・再委託先の情報 （担当者の担当実績・経験年数・保有資格等） ・全体スケジュール
3. 本業務の理解等	提案のポイント	・提案のポイント ・提案のコンセプト
4. システムの概要	各システムの概要・特徴	・提案に含まれるシステムの概要 ・パッケージの特徴
	システム導入による効果	・導入による業務効率化への寄与
5. セキュリティ対策	セキュリティ対策	・情報資産のセキュリティ確保等
6. 導入支援	研修の実施	・研修会の実施内容及び方法 ・その他導入に関わる支援内容
	各種業務マニュアルによる支	・マニュアルやシステム内の運用支

	援体制や運用支援	援機能について
7. 保守及び運用	保守・運用サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・保守対応 ・障害対応 ・運用サポート内容
8. システム機能	システム構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア環境 (OS、DB、ブラウザ等) ・ネットワーク、セキュリティ、データセンターの要件等 ・バージョンアップ対応内容 ・システム更改時のデータ移行
	庁内ネットワークシステム	・各機能の説明、紹介、ストロングポイント
	ファイル無害化・交換システム	・各機能の説明、紹介、ストロングポイント
	端末統合システム	・各機能の説明、紹介、ストロングポイント
	資産管理システム	・各機能の説明、紹介、ストロングポイント
	クラウドストレージサービス	・各機能の説明、紹介、ストロングポイント
	電話交換システム	・各機能の説明、紹介、ストロングポイント
9. 追加提案	追加提案内容	・発注者の状況を理解した実現可能な魅力ある追加提案

4 参考見積書の作成要領

参考見積書の作成にあたっては、以下のことを順守すること。

(1) 参考見積書の規格

- ①参考見積書の様式は、「津南町庁内ネットワークシステム構築及び保守運用業務委託見積書（様式第6号）」の様式を使用すること。
- ②内訳書は、庁内ネットワークシステム、ファイル無害化・交換システム、端末統合システム、資産管理システム、クラウドストレージサービス及び電話交換システムの6項目の内訳がわかるように記載すること。

(2) 記載上の留意点

- ①費用は「構築（導入）費用」、「運用保守費用」に分割して記載すること。
- ②費用は消費税、地方消費税を加えた合計金額を明記すること。
- ③構築（導入）費用について
システム構築に必要なソフトウェア（ライセンス料を含む）、ハードウェアの取得費及び保守費、システム設計・構築費とする。

④運用保守費用について

システム及び機器の保守対応費、ソフトウェアライセンス利用料、並びに運用支援に係る費用とする。

⑤参考見積書の記載額について

参考見積書の記載額は、提案書の記載事項及び仕様書に記載の要件を達成するために必要となるすべての費用を含めた額とし、別途費用が発生しないよう留意すること。

優先交渉権者の決定後に行う発注者と優先交渉権者の協議において、提案書等に記載がない事項を発注者が求めた場合は、その要求の達成に必要な費用については、発注者と優先交渉権者の協議で決定するものとする。

第4章 審査に関する事項

1 審査会の設置

このプロポーザル業務にあたり、公平性、透明性、客観性を確保するため、「津南町庁内ネットワークシステム構築及び保守運用業務委託公募型プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）を設置する。審査会については、「津南町庁内ネットワークシステム構築及び保守運用業務委託公募型プロポーザル審査会設置要綱」に定める。

2 優先交渉権者の選定方法

提出された提案書について、操作性、事務の効率性、要求機能の充足等の観点から評価を行い、総合的に最も優れた事業者を優先交渉権者に選定する。

なお、提案書の内容から明らかに要件を満たしていない提案または提出書類に不備がある等により審査できない提案については、評価の対象としない。

3 評価項目

「評価基準書（様式2）」のとおりとする。

4 プレゼンテーション評価審査

(1) 評価者

審査会

(2) 審査日程等

①審査日

令和8年7月3日（金）

※詳細については別途通知する。

②場所

津南町役場 3階 大会議室

③参加人数

6人以内とする。

※システムごとの説明者の交代及び入替えを認める。

※再委託先がある場合は、必要に応じて再委託先の説明を認める。

(3) プレゼンテーション

- ①提案書の各項目に沿った審査会向けのプレゼンテーションを実施する。(50分程度を予定)
- ②審査において、以下の物品を発注者が提供する。それ以外の物品が必要な場合は、参加者が用意すること。
 - ・場所(会場)、机、いす、パソコン、プロジェクター、スクリーン、電源

7 優先交渉権者の決定

優先交渉権者は、評価点の最も高い参加者とする。

ただし、優先交渉権者の決定後、不測の事態が生じた場合は、次点の評価点を取得した参加者を優先交渉権者とする。

優先交渉権者に対しては、「参加申込書」に記載された担当者に対して通知する。その他の事業者に対しては、提案を採用しない旨の通知を行う。

なお、審査の経緯及びその内容に関する問い合わせ、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

※参加者が1者の場合

書類審査に合格し、かつ発注者が求める機能要件等を満たした場合は、当該参加者を優先交渉権者とする。(提案上限額を上回る場合は採用しない。)

8 失格事由

下記の事項に該当した事業者は、審査基準に定める評価点に関わらず失格とする。

- (1) 本要領に定める参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 見積書の見積額が提案上限額を超えているとき
- (4) 期限までに所定の手続きをしなかったとき
- (5) 審査の公平性を欠く行為があったとき
- (6) その他、提案にあたり著しく信義に反する行為があった等、審査会の委員長が失格であると認めるとき

9 その他

- (1) 提案書類提出等に係る経費は、すべて参加者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。提出書類の著作権は参加者に帰属し、審査において必要となった場合、複製を作成できるものとする。
- (2) 本事業の成果品に関する著作権、利用権(開示権含む)、その他の権利は、すべて発注者に帰属する。(本事業の前から事業者が著作権を持つものは除く)
- (3) 発注者は、企画提案者から提出された企画提案書等について、津南町情報公開条例(平成12年条例第7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (4) 本契約に関しては、仕様に沿って詳細事項を協議後、契約するものとする。
- (5) 発注者から本提案及び本事業において知り得た情報については、第三者に漏らしたり、本事業手続以外の目的に供したり、本提案以外に無断で使用してはならない。

(6) その他本要領に記載のない事項については、協議の上決定する。